

告 示

埼玉県告示第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月二十九日認可した。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡嵐山町